

【取引企業の皆様へ】

前橋工科大学の公立大学法人移行に伴う会計処理等について（お願い）

平素から前橋工科大学との取引におきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、前橋工科大学は、平成25年4月1日をもちまして公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」といいます。）が設置する大学となりました。

つきましては、公立大学法人移行に伴う会計処理の取扱いにつきまして、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 契約について

契約につきましては、これまで「前橋市長」名で締結してまいりましたが、今後は、「公立大学法人前橋工科大学理事長」名で締結することとなります。

従って、納品書、請求書等の宛名は「公立大学法人前橋工科大学理事長」又は「(公立大学法人) 前橋工科大学」としてください。発注行為は、原則として事務局にて行いますのでご注意ください。

※平成25年度以降の契約に関しては、「前橋市長」名の請求書ではお支払いできません。

2 納品検査等について

納品・完了の際は必ず納品書（完了届）を提出し、事務局担当課にて納品（完了）検査を受けてください。

3 支払について

取引代金については、請求に基づき法人が口座振込にて支払います。支払については、当分の間、毎月15日までに受領した請求については当月30日、毎月末までに受領した請求については翌月15日（支払予定日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の銀行営業日）の2回を予定しています。ただし、契約書において別途定めている場合はこの限りではありません。

なお、振込人名義は「ダイ）マエバシコウカダイ」となります。

※法人の取引金融機関であります「東和銀行」の本支店の口座をお持ちの場合には、東和銀行の口座をご指定いただきますようお願いいたします。

4 入札参加資格について

一般競争（指名競争）入札等の参加資格については、前橋市における一般競争（指名競争）入札の参加資格を有する方を、法人の一般競争（指名競争）

入札の参加資格を有する者となりますので、引き続き前橋市の認定を受けてください。

担当：事務局総務課財務係

TEL: 027-265-7351 (総務課直通)